明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○二千六年の海上の労働に関する条約（九）　三
〔告　示〕
○二千六年の海上の労働に関する条約の日本国による批准に関する件（外務二七五）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
独立行政法人福祉医療機構平成二十四事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事完了関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一七
会社その他
会社決算公告　一九

本号で公布された法令のあらまし

◇二千六年の海上の労働に関する条約（条約第九号）（外務省）

この条約は、国際労働機関において採択された船員に関する既存の国際労働基準を統合し、国際的に広く受け入れられるべき労働基準を設定するとともに、その実効性を高めるため、寄港国による検査等の措置について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　本文

(一)　この条約における「海上労働遵守措置認定書」、「海上労働証書」、「船員」等について定義している。また、この条約は、原則として、全ての船員並びに商業活動に通常従事する全ての船舶であって軍艦、漁船及び伝統的構造の船舶以外のものについて適用すること等について規定している。（第二条関係）

(二)　加盟国は、自国の法令の規定が、この条約との関係において、結社の自由及び団体交渉権の承認、強制労働の撤廃、児童労働の廃止並びに雇用及び職業に関する差別の撤廃についての基本的な権利を尊重することを確認する。（第三条関係）

(三)　全ての船員は、安全な職場、公正な雇用条件、適切な労働条件及び生活条件並びに社会的な保護についての権利を有する。加盟国は、自国の管轄権の範囲内で、当該権利がこの条約上の義務に従って完全に実現されることを確保する。（第四条関係）

(四)　加盟国は、自国の管轄の下にある船舶及び船員について、この条約に基づく約束を履行するために制定された法令その他の措置を実施すること等について規定している。また、加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保するような方法で責任を果たす旨規定している。（第五条関係）

(五)　規則及び規範A部の規定は、義務的なものとし、加盟国は、規範A部の関連規定に定める方法で各規則を実施するとともに、義務的な規定ではない規範B部の規定について妥当な考慮を払う旨規定している。また、規範A部に定める方法で各規則を実施することができない加盟国は、この条約に別段の明文の規定がない限り、規範A部の規定と実質的に同等な自国の法令の規定又は他の措置を通じて規範A部を実施することができること等について規定している。（第六条関係）

(六)　船舶所有者団体及び船員団体との協議が必要とされるこの条約の特例、適用除外又は他の弾力的な適用については、加盟国内に代表的な船舶所有者団体又は船員団体が存在しない場合には、委員会（第一三条）との協議を通じてのみ、決定することができる。（第七条関係）

(七)　この条約の批准及び効力発生の効果について規定している。（第八条及び第一〇条関係）

(八)　国際労働機関の理事会は、この条約を批准した加盟国の政府、船舶所有者及び船員の代表者で構成する委員会を設立し、当該委員会を通じてこの条約の運用を検討すること等について規定している。（第一三条関係）

(九)　この条約の廃棄、寄託、改正及び正文について規定している。（第九条、第一一条、第一二条及び第一四条～第一六条関係）

2

船舶において労働する船員に関する最低限の条件（第一章関係）

(一)　船員の最低年齢を一六歳とするとともに、一八歳未満の船員の労働を制限している。（第1.1規則、A1.1基準及びB1.1指針関係）

(二)　船員は、海上における職務遂行に医学上適していることを証明する有効な健康証明書の所持が要求される。（第1.2規則、A1.2基準及びB1.2指針関係）

(三)　船員は、訓練を受け、又は資格を有しない限り、船舶において労働してはならない。（第1.3規則関係）

(四)　船員は、無料の募集及び職業紹介の制度を利用することができる。権限のある機関は、自国の領域内において運営される全ての募集及び職業紹介のための機関を監督し、及び規制し、並びに関連する苦情について調査するための制度及び手続が存在することを確保する。（第1.4規則、A1.4基準及びB1.4指針関係）

3

雇用条件（第二章関係）

(一)　加盟国は、船員が公正な雇用契約を有することを確保すべく、関連する要件及び船員の雇用契約に含まれるべき事項を定める法令を制定する。（第2.1規則、A2.1基準及びB2.1指針関係）

(二)　船員に対する賃金の支払を確保すべく、賃金が一箇月以内の間隔で支払われること等、支払に関係する要件を定めている。（第2.2規則、A2.2基準及びB2.2指針関係）

(三)　加盟国は、船員の労働時間の基準を一週間当たり一日の休日及び公の休日における休養を伴う一日八時間を基礎とすることを確認する。加盟国は、船員の労働時間に関する基準の遵守を監視するため、船員の労働時間の記録が保持されることを要求する。ただし、船長は、船員に対し、安全の確保又は遭難船舶及び遭難者に対する援助に必要な労働にその時間の長さのいかんを問わず従事することを要求することができる。（第2.3規則、A2.3基準及びB2.3指針関係）

(四)　加盟国は、船員の年次休暇に関する最低基準を定める法令を制定する。年次有給休暇についての権利は、一箇月の雇用につき最低二・五日を基礎として適当な計算方法により計算される。（第2.4規則、A2.4基準及びB2.4指針関係）

(五)　加盟国は、船員の雇用契約が国外で終了した場合等の一定の場合には、当該船員が費用を負担することなく送還される権利を有することを確保する。（第2.5規則、A2.5基準及びB2.5指針関係）